平成２５年（フ）第１２８６４号
千葉県市原市若宮６丁目５番地７
破産者　株式会社滌興
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８６５号
千葉県市原市大厩881―１、開始決定時の住所千葉県市原市西国吉993―93
破産者　田中　利枝
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９６５号
埼玉県鴻巣市人形２丁目２―45―407
破産者　宅間　浩昭
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４００号
東京都江戸川区西小岩４―１―19　マエノビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区西小岩４丁目１番19号
破産者　株式会社Ｐ・Ｉ・Ａ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４０１号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目14―１―102
破産者　岡本　　恒
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４０７号
東京都八王子市美山町2161番地の23
破産者　株式会社大雄製作所
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５０９号
東京都品川区八潮５丁目６番37―201号
破産者　有限会社ユーエヌケイ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１０号
東京都中央区月島２丁目10―１―2412
破産者　上地ゆかり
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１９号
東京都台東区池之端１丁目１番１号
破産者　株式会社訓美林
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２０号
神奈川県鎌倉市二階堂725―17
破産者　林　　訓美
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５６６号
埼玉県坂戸市清水町５番35号
破産者　合同会社ステップ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５６７号
埼玉県坂戸市元町64番３号
破産者　ＮＥＷ　ＳＴＹＬＥ合同会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５８４号
東京都中央区日本橋久松町13番８号　中野ビル４Ｆ
破産者　株式会社デジタル・イー
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６０３号
東京都千代田区神田小川町２丁目１番地
破産者　株式会社オージーケア
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６０４号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮６丁目30―15―201
破産者　松野　邦夫
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６２１号
東京都渋谷区広尾１丁目10番５号
破産者　株式会社キャストワン
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６２２号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町539―３　グリーンヒル鴨志田中央３―103
破産者　中嶋　　優
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６９７号
東京都立川市栄町６丁目３番地　都営栄町アパート２棟204号
破産者　佐々木まさ代
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７２１号
埼玉県和光市新倉２丁目20番93号
破産者　有限会社ワコー技研
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７５３号
東京都江戸川区松島２丁目37―10
破産者　前田　　俊
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１５８号
東京都杉並区高井戸東１丁目１―23
破産者　渡辺　奈々
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部